

2011年4月5日

茨城県教育委員会

委員長 大久保 博之 殿

東北・関東大震災および福島第一原子力発電所事故にともなう対応について（要求）

茨城県高等学校教職員組合

執行委員長 岡野 一男

東北・関東大震災により、ほとんどの茨城県立学校で施設が被災した。余震を含む地震が続くなか、建物の構造躯体の損傷、地盤の損傷、水道配管の損傷などにより、新学期以降の児童・生徒、教職員の安全が保障されない事態となっている。

福島第一原子力発電所の事故により、すでに大気中、海中、土壌中に大量の放射性物質が放出・拡散した。県内の一部地域で各機関が実施している線量測定により、高レベルの放射線が観測されている。このような深刻な状況の中で、茨城県教育委員会は、児童・生徒、教職員の放射線被曝の回避に関してなんらの対策も講じないまま、通常の教育活動を行なおうとしている。3月17日と、3月28日の2度にわたって茨高教組として緊急に申し入れをおこなったにもかかわらず、茨城県教育委員会が、国ならびに茨城県知事の根拠なき「安全」宣言に追従し、児童・生徒、教職員の安全と健康をまもる措置を拒絶していることは極めて遺憾である。

ただちにつきのとりの措置をとるよう要求する。

記

1. 東北・関東大地震による各学校の建物等の被害状況について、第三者の検査機関による検査を早急に実施し、検査内容と結果を児童・生徒、保護者、教職員に公表すること。支障のないことが明らかになるまで、地震等による崩壊・損傷が懸念される施設・設備の使用をおこなわないよう措置すること。
2. 今回の地震で断水があった学校においては受水槽等の汚染が起きていると推測されるので、設備の点検・清掃、水道水の水質検査を行なうこと。
3. 各学校において、「地震速報システム」に加入すること。
4. 各学校に、環境放射線測定機器（モニタリングポスト）を設置すること。
5. 福島原発の状況と天候をふまえて、大気中の放射線被曝に対する警報を各学校にリアルタイムで発するシステムを構築すること。各学校において、放射性物質の拡散状況に応じて、屋外活動の抑制、屋内退避の実施、休校措置等をとるための行動計画を策定するよう措置すること。

6. 茨城県教育委員会のウェブサイトにおける「雨が降っても健康に影響はありません」「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線の影響は心配ありません」との告知を削除すること。
7. 学校は震災等の際の避難所に指定されているのであるから、発電機、暖房器具、燃料、毛布、飲料水、非常食、医薬品等の必要物資を各学校において備蓄すること。
8. 震災・原発事故による児童・生徒の心的不安に対応するために、カウンセラーを増員し各学校に派遣すること。
9. 上記措置の財源を確保するため、初任者研修・十年次研修そのほか茨城県教育委員会が実施する不要不急の事業を大幅に削減すること。

